

## 加賀市リスキリング講座受講支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、生産性の向上や付加価値の創造を目指して、先端技術等を活用し新たな事業展開、業務及び職種に対応できるデジタル人材の育成を目的としてリスキリングに取り組む市内事業者(市内に事務所、事業所、工場その他の事業用施設等の事業活動を行う拠点(以下「事業所等」という。))を有する者)を支援するために実施する中小企業デジタル人材育成支援業務(以下「本事業」という。))の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 本事業において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) オンライン学習 Udemy社が提供するオンライン学習動画プラットフォーム「Udemy Business」(以下「UB」という。))をいう。
- (2) 受講ライセンス UBを受講するための権限(市が契約しているものに限る。))をいう。
- (3) 学習管理システム UBに付属する学習状況の把握、学習履歴の確認等ができるサービスをいう。
- (4) ラーニングパス 本事業の趣旨に照らし、事業所等及び受講者に資するものとして、市長においてあらかじめ設定した、複数のUBのコンテンツからなる学習コースであり、必須講座と推奨講座からなるものをいう。
- (5) 受講者 UBを受講する事業所等(以下「受講事業所」という。))においてUBを受講する従業員(グループ管理者を兼ねることができる。))をいう。
- (6) 総合管理者 UBの受講環境の提供、受講者の学習状況の把握その他本事業全体の管理を行う者をいう。
- (7) グループ管理者 受講事業所において、自社の従業員に対し、UBの受講支援を行う者をいう。

### (受講ライセンスの交付)

第3条 受講ライセンスの交付は、受講者一人につき、一つとする。

2 受講ライセンスの交付に要する費用は、無料とする。

### (受講ライセンスの有効期限及び取消し)

第4条 受講ライセンスの有効期限は、当該受講ライセンスの交付があった日の属する年度の末日までとする。ただし、ライセンス交付時に市長が特定の期限を設定した場合は、当該期限までとする。

2 受講ライセンスは、有効期限を経過したとき自動的に失効する。

3 市長は、次のいずれかに該当する場合、受講ライセンスの交付を事前通告なしで取り消すことができる。

- (1) 受講者がアカウントの登録手続きに関する通知を受理してから1か月以内にアカウントの登録を行わない場合
- (2) 受講状況が著しく悪く、受講計画の達成が困難であると認められる場合
- (3) 受講ライセンスを第三者に譲渡し、又は利用させた場合
- (4) 受講ライセンスを複数の個人で共有した場合
- (5) Udemy利用規約その他Udemy社が提示する条件への違反が認められる場合
- (6) 受講者で3カ月ログイン履歴がない場合
- (7) その他この要領の定める規定への違反が認められる場合

(総合管理者)

第5条 本事業の実施に当たっては、加賀市においてリスキリング事業を所管する課の課長を総合管理者とする。

2 総合管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 受講事業所への受講ライセンスの配分に関すること。
- (2) グループ管理者の登録に関すること。
- (3) 受講者に対するアカウントの登録手続きに関すること。
- (4) 受講者の学習履歴の集計等に関すること。
- (5) その他本事業の実施に当たり必要となること。

(グループ管理者)

第6条 本事業の実施に当たっては、受講事業所内にグループ管理者を置くこととする。

2 受講事業所のグループ管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 自社の受講者の学習状況の管理に関すること。
- (2) その他自社の従業員がUBを受講するに当たり必要となること。

(受講ライセンスの交付対象)

第7条 受講ライセンスの交付対象となる事業所等は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 受講ライセンスの交付の申請があった日において市内に事業所等を有する事業者であること。ただし、個人事業主にあつては、市内に住所又は事業所等を有する者であること。
  - (2) 受講する事業所内の従業員等が、受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び加賀市暴力団排除条例(平成24年加賀市条例第1号)に定める暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でなく、密接な関係にない事業者であること。
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業(同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。)を行う者でないこと。
  - (5) 政党その他の政治団体でないこと。
  - (6) 宗教上の組織又は団体でないこと。
  - (7) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為、法的な責任を越えた不当な要求行為その他これらに準じる行為をしない者であること。
  - (8) 将来にわたって第3号から第6号までのいずれにも該当しないこと及び前号のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。
  - (9) 受講者への受講環境の提供その他受講者が効果的に学習できるよう配慮を行うこと。
- (対象となる学習)

第8条 本事業の対象となる学習は、ラーニングパス及びその他の講座とする。

- 2 受講者は、必修講座の全てを必ず受講するものとする。
- 3 受講者は、前項に加えて、推奨講座及びその他の講座のうち少なくとも一つを必ず受講するものとする。
- 4 受講者は、受講期間中、計画的に学習を行うとともに、次の各号に該当する学習に積極的に取り組むよう努めるものとする。
  - (1) 自社の業態転換、事業多角化及びDXの推進等、市内の事業所等の今後の事業展開に資する学習

(2) 自社の業務を行う上で必要となる知識、技術及び技能の習得に資する学習

(受講ライセンスの申請等)

第9条 受講ライセンスの交付を希望する事業所等は、別に定める方法により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた際は、申請内容を審査し、受講の可否について別に定める方法により通知する。

(UBの受講方法等)

第10条 受講ライセンスの交付決定後、総合管理者は、受講者に対してアカウントの登録手続きに関する通知を行うものとする。

2 前項の招待メールを受け取った受講者は、氏名、メールアドレス、パスワード等の個人認証に係る情報を入力して、アカウントを登録するものとする。

3 アカウントは、受講者の責任において管理することとし、第三者に譲渡し、又は利用させてはならない。

4 受講者は、パスワードを紛失したときは、総合管理者及びグループ管理者へ速やかに連絡しなければならない。

5 その他受講に当たって必要な事項については、オンライン学習受講マニュアル、Udemy利用規約その他Udemy社が提示する条件に定めるとおりとする。

(受講の中止等)

第11条 受講事業所は、自社の都合により受講を中止し、又は受講の内容を大幅に変更する必要が生じたときは、中止し、又は変更する内容及び理由を市長に速やかに申し出なければならない。

(効果検証及び成果の普及)

第12条 市長は、学習管理システム及び報告書等の結果について評価を行うとともに、一定期間が経過した後、受講事業所及び受講者に対しアンケートやヒアリングを行うなどの方法により、事業効果の把握に努めるものとする。

2 市長は、前項の方法により把握した事業効果のうち、高い効果があったと認められる事例について、インターネット等により広く情報提供し、成果の普及に努めるものとする。

3 受講事業所及び受講者は、市長が行うアンケートや成果の情報提供及び公開等に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(令和5年4月1日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月27日改正)

附 則(令和7年5月30日改正)

改正後の要領は、令和7年6月1日から適用する。